

東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第3条まで (現行のとおり)	第1条から第3条まで (略)
第4条 削除	<p><u>(所得制限)</u></p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者とし<u>ない。</u></p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p>
第5条から第13条まで (現行のとおり)	第5条から第13条まで (略)